

竹原市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び竹原市景観条例（令和4年竹原市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(景観計画区域内における行為の届出)

第3条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為届出書（別記様式第1号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、別表の行為の種類欄に掲げる行為の区分に応じて、それぞれ同表の図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、別表に掲げる縮尺の図書によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に替えることができる。

3 前項の別表に掲げる図書のうち、予想図については、当該地点の将来の景観を予想できる場合は、立面図に替えることができる。

4 市長は、第2項に規定する図書のほか、参考となるべき事項を記載した図書の添付を求めることができる。

5 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為の完了の日前までに住所又は氏名に変更があったときは、速やかに書面で市長に届け出なければならない。

6 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内における行為届出書により行うものとする。この場合において、第2項から第4項までに規定する図書のうち当該変更の内容を明らかにする図書を添付しなければならない。

7 条例第7条第6項の規定による届出は、景観計画区域内における撤去の届出書（別記様式第2号）を提出して行うものとする。

8 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、第1号

及び第3号に掲げる図書のうち、これらの図書によっては撤去の内容を適切に表示できない場合には、当該撤去の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に代えることができる。

- (1) 撤去しようとする建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
- (3) 当該建築物又は工作物並びに当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

(適合通知)

第4条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が竹原市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、景観計画区域内における行為の制限の適合通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(勧告)

第5条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第4号）により行うものとする。

(行為の通知)

第6条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為通知書（別記様式第5号）を市長に提出して行うものとする。通知した内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の通知書を提出する場合に準用する。この場合において、同条第2項中「届出書」とあるのは、「通知書」と読み替えるものとする。

(変更命令)

第7条 法第17条第1項及び第5項の規定による命令は、命令書（別記様式第6号）により行うものとする。

(状況報告書)

第8条 法第17条第7項及び法第45条の規定による報告は、状況報告書（別記様式第7号）によるものとする。

（身分証明書）

第9条 法第17条第8項及び同法第23条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第8号）による。

（届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第10条 条例第8条第1項第5号の規則で定めるものは、建築物の増築、改築又は移転で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるものとする。

（事前協議）

第11条 条例第9条1項の規定による協議は、景観計画区域内における行為の届出に関する事前協議書（別記様式第9号）を提出して行うものとする。

2 前項の事前協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 協議に係る行為を行う土地の位置を示す図面で縮尺1万分の1以上のもの
- (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域周辺の状況を示す写真
- (3) 前号の写真に当該行為後の状況を明らかにした図面を合成し、将来の景観を予想した図面

3 条例第9条第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 法第16条第1項若しくは第2項又は条例第7条第6項の規定により届出をしようとする内容が良好な景観の形成に支障がないと市長が認める場合 その旨
- (2) 法第16条第1項若しくは第2項又は条例第7条第6項の規定により届出をしようとする内容が良好な景観の形成に支障があると市長が認める場合 その旨と理由

（指導）

第12条 条例第10条の規定による指導は、指導書（別記様式第10号）により行うものとする。

(公表の方法)

第13条 条例第11条第2項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により行うものとする。

2 公表する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 法第16条第3項の規定による勧告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 正当な理由なく勧告に従わなかった旨

(3) 勧告の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(景観重要建造物の指定の通知)

第14条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（別記様式第11号）により行うものとする。

(景観重要建造物の標識)

第15条 法第21条第2項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号

(2) 指定年月日

(3) 名称

(景観重要建造物の現状変更の許可の申請)

第16条 法第22条第1項の規定による許可の申請は、景観重要建造物現状変更許可申請書（別記様式第12号）を市長に提出して行うものとする。申請した内容を変更しようとするときも、同様とする。

(景観重要建造物の指定の解除の通知)

第17条 法第27条第3項の規定により準用する同法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書（別記様式第13号）により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の通知)

第18条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（別記様

式第14号)により行うものとする。

(景観重要樹木の標識)

第19条 法第30条第2項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 指定年月日
- (3) 樹種

(景観重要樹木の現状変更の許可の申請)

第20条 法第31条第1項の規定による許可の申請は、景観重要樹木現状変更許可申請書(別記様式第15号)を市長に提出して行うものとする。申請した内容を変更しようとするときも、同様とする。

(景観重要樹木の指定の解除の通知)

第21条 法第35条第3項の規定により準用する同法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書(別記様式第16号)により行うものとする。

(景観重要建造物の所有者の変更の届出)

第22条 法第43条の規定による景観重要建造物の所有者の変更の届出は、景観重要建造物所有者変更届出書(別記様式第17号)により行うものとする。

(景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第23条 法第43条の規定による景観重要樹木の所有者の変更の届出は、景観重要樹木所有者変更届出書(別記様式第18号)により行うものとする。

(景観まちづくり団体の認定の申請)

第24条 条例第17条第1項に規定する認定(以下「認定」という。)を受けようとする団体の代表者は、景観まちづくり団体認定申請書(別記様式第19号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 団体の規約
- (2) 活動の対象となる区域(次条において「活動区域」という。)を示す書類又は
図面
- (3) 代表者及び構成員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務

所の所在地) を記載した書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(景観まちづくり団体の認定の基準)

第25条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、認定を行うことができる。

(1) 申請した団体の活動区域が、竹原市景観計画に定める良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であること。

(2) 申請した団体の活動の目的及び内容が、竹原市景観計画に定める良好な景観の形成に関する施策に合致するものであり、かつ、その目的の実現に向けて実質的又は継続的な活動が行われると見込まれるものであること。

(3) 申請した団体の規約において、次に掲げる事項が定められていること。

ア 団体の名称

イ 団体の設立の目的

ウ 団体の活動区域

エ 団体の活動内容

オ 構成員に関する事項

(認定の決定)

第26条 市長は、第24条の規定により認定の申請があったときは、速やかに認定の適否を決定し、景観まちづくり団体認定通知書(別記様式第21号)又は景観まちづくり団体不認定通知書(別記様式第22号)により申請者に通知するものとする。

(景観まちづくり団体の変更の届出)

第27条 景観まちづくり団体の代表者は、当該景観まちづくり団体の規約等に変更があったときは、景観まちづくり団体変更届出書(別記様式第23号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(景観まちづくり団体の認定の取消し)

第28条 市長は、景観まちづくり団体が第25条第1号から第3号までに掲げる要件のいずれかに該当しないこととなったときは、景観まちづくり団体認定取消通知書

(別記様式第24号)により認定を取り消すことができる。

(面積及び高さの算定方法)

第29条 次の各号に掲げる面積及び高さの算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 延べ面積 建築物の各階で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積の合計による。
- (2) 建築物の高さ 建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置の高さにおける水平面からの高さによる。
- (3) 工作物の高さ 工作物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置の高さにおける水平面からの高さによる。
- (4) 見付面積 鉛直投影面積による。ただし、地面を構成する平面状の工作物又はその部分にあっては、水平投影面積による。
- (5) 床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。